

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第85号

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。